広島県協同農業普及事業の実施に関する方針の概要について

（平成23年4月
農林水産局）

1 趣旨

平成23年度から5年間の普及指導活動の基本的な考え方及び進め方等について「広島県協同農業普及事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）」として策定する。

2 根拠

（1） 農業改良助長法に基づき，実施方針を年度内に定める必要がある。
（2） 「2020広島県農林水産業チャレンジプラン」に沿った普及活動の実施方針とする必要がある。

3 主な内容

構成をわかりやすく並び替え，次の変更を行った。

（1） 前方針「まえがき」と「第 1 協同農業普及事業の運営に係る事項」を統合し，チャレンジプランに沿った目標達成型普及事業としての位置づけを明確にした。（第1 基本的な考え方）
（2） 本県農業の課題と発展の可能性について記載した。（第2 普及指導活動の課題）
（3） 普及指導活動の対象をチャレンジプランに沿って明確にするとともに，地域プロジェクトにおいて普及組織が担う部分を「プロジェクト課題」と定め明確にした。（第4 普及指導活動の方法に関する事項）

① 具体的な活動内容

ア 地域の核となる経営力の高い担い手の育成に関する支援

（ア） 地域の核となる経営力の高い担い手（集落法人，農業参入企業，認定農業者）の育成支援を明確にした。

なお，集落法人の設立の働きかけ支援とともに，担い手の経営の高度化支援も普及指導活動の重点課題とし，活動の中心は，集落法人設立の働きかけ支援から，担い手の経営の高度化等支援に徐々に移すこととした。

（イ） 農業技術大学校等と連携して，就農計画策定から生産管理技術及び経営管理技術支援を明確にした。

また，集落法人等へ就農した者に対する支援方法について明確にした。

イ 「作ったものを売る」から「売れるものを作る」生産体制の確立に対する支援

既存産地の改革のほか，需要に対応できる新たな産地育成を追加した。

ウ 「産地と実需者」，「産地と産地」が連携する仕組づくりに対する支援

産地間連携や産地と実需者との連携における経営力の高い担い手及びそれらが中心となった生産組織の機能強化と，これらのネットワーク構築を支援，また多様な地域特性を活かしたリレー出荷による周年供給体制の確立など広域での連携に対する支援を明確にした。

エ 農産物の生産から消費に至る安全・安心の確保に向けた取組に対する支援

エコファーマーの認定取得や総合的病害虫・雑草管理に基づく防除体系の確立，農業生産工程管理（GAP）の支援を明確にした。

オ 持続的な農業生産活動による農地の効率的な利用と保全に向けた取組に対する支援

耕作放棄の発生防止のほか，鳥獣被害防止対策への支援について追加した。

② 調査研究の実施

普及活動の高度化のための活動として明確にした。

③ 普及指導計画の策定と評価

普及指導計画に基づく計画的な普及活動の実施及び四半期毎の活動実績の取りまとめを次期の活動に反映させることを明確にした。

（4） 研修体系の見直しに係る修正と，調査研究成果の活用を位置づけた。（第5 普及指導員の資質向上に関する事項）
（5） その他協同農業普及事業の実施に関する事項（第6 その他協同農業普及事業の実施に関する基本的事項）

農業青年等が組織化し，資質の向上に取り組む活動に対する支援を明確にした。